（情報開示命令の申立書の直送等・法第二十九条）

第十七条　簡易確定手続申立団体は、情報開示命令の申立書について直送をしなければならない。

2　相手方は、情報開示命令の申立てについて意見があるときは、意見を記載した書面を裁判所に提出しなければならない。

3　相手方は、法第二十八条第三項の規定による通知をした場合において、前項の書面を提出するときは、これに当該通知の書面の写しを添付しなければならない。

第四款　対象債権の確定

（届出書の記載事項・法第三十条）

第十八条　届出書に法第三十条第二項第一号に掲げる事項を記載するには、次に掲げる事項を明らかにして記載しなければならない。

一　債権届出をする簡易確定手続申立団体の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　相手方の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所

三　届出消費者の氏名及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所

2　届出書には、請求の趣旨並びに請求を特定するのに必要な事実並びに当該請求が共通義務確認訴訟において認められた義務に係る事実上及び法律上の原因を前提とするものであることを明らかにする事実を記載するほか、請求を理由付ける事実を具体的に記載しなければならない。

3　届出書には、前二項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　第一項第一号の簡易確定手続申立団体の代理人（同号の代表者を除く。）の氏名及び住所

二　前号の簡易確定手続申立団体又は代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）

（数個の請求に係る義務について簡易確定手続開始決定がされた場合の債権届出）

第十九条　一の共通義務確認の訴えで同一の事業者に対して請求の基礎となる消費者契約及び財産的被害を同じくする数個の請求がされた場合において、そのうち二以上の請求に係る法第二条第四号に規定する義務について簡易確定手続開始決定がされたときは、簡易確定手続申立団体は、一の対象消費者の一の財産的被害については、できる限り、当該二以上の請求に係る法第二条第四号に規定する義務に係る対象債権のうちから一の対象債権を限り、債権届出をしなければならない。

2　前項に規定する場合において、簡易確定手続申立団体が一の対象消費者の一の財産的被害について数個の対象債権の債権届出をするときは、各債権届出は、順位を付して、又は選択的なものとしてしなければならない。

（簡易確定手続についての授権の証明等・法第三十一条）

第二十条　法第三十一条第一項の授権は、書面で証明しなければならない。

2　簡易確定手続申立団体が二以上あるときは、簡易確定手続申立団体は、法第三十一条第一項の授権を得るに当たっては、当該授権をしようとする対象消費者に対し、他の簡易確定手続申立団体に対する同項の授権の有無を確認しなければならない。

3　法第三十一条第一項の授権の取消しの通知をした者は、その旨を裁判所に届け出なければならない。

（簡易確定手続授権契約の解除の届出・法第三十三条）

第二十一条　簡易確定手続申立団体は、簡易確定手続授権契約を解除したときは、その旨を裁判所に届け出なければならない。

（届出書の送達・法第三十五条）

第二十二条　届出書の送達は、債権届出団体から提出された副本によってする。

（届出債権を記載した一覧表）

第二十三条　裁判所は、必要があると認めるときは、債権届出団体に対し、その届出に係る届出債権について第十八条に規定する事項を記載した一覧表の提出を求めることができる。

（債権届出の取下げがあった場合の取扱い・法第四十条等）

第二十四条　債権届出の取下げがあったときは、裁判所書記官は、その旨を相手方に通知しなければならない。

2　前項の規定は、法第三十一条第六項又は第八項の規定により債権届出の取下げがあったものとみなされた場合について準用する。

（届出消費者表の記載事項・法第四十一条）

第二十五条　法第四十一条第二項の最高裁判所規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　届出消費者の氏名及び住所

二　債権届出団体の名称及び住所

三　相手方の氏名又は名称及び住所

四　届出債権の原因

五　法第三十六条第一項若しくは第六十三条第一項の規定により債権届出が却下されたとき又は法第四十条第一項の規定による債権届出の取下げがあったとき（法第三十一条第六項又は第八項の規定により債権届出の取下げがあったものとみなされたときを含む。）は、その旨

六　法第四十二条第二項の規定により届出債権の内容の全部を認めたものとみなされたときは、その旨

七　法第四十三条第二項の規定により認否を争う旨の申出が却下されたときは、その旨

（認否のための証拠書類の送付・法第四十二条）

第二十六条　相手方は、届出債権の認否のため必要があるときは、債権届出団体に対し、当該届出債権に関する証拠書類の送付を求めることができる。

（認否の方式等・法第四十二条）

第二十七条　届出債権の認否は、書面でしなければならない。

2　相手方は、届出債権の内容の全部又は一部を認めないときは、前項の書面（次項において「認否書」という。）に、その理由を記載しなければならない。

3　相手方は、認否書について直送をしなければならない。

（認否の内容を記載した一覧表）

第二十八条　裁判所は、必要があると認めるときは、相手方に対し、届出債権の認否の内容を記載した一覧表の提出を求めることができる。

（認否を争う旨の申出の判断のための証拠書類の送付・法第四十三条）

第二十九条　債権届出団体は、認否を争う旨の申出をするかどうかを判断するため必要があるときは、相手方に対し、当該届出債権に関する証拠書類の送付を求めることができる。

（認否を争う旨の申出の方式等・法第四十三条）

第三十条　認否を争う旨の申出の書面には、できる限り、予想される争点及び当該争点に関連する重要な事実を記載し、かつ、予想される争点ごとに証拠を記載しなければならない。

2　前項の書面には、できる限り、予想される争点につき、証拠となるべき文書の写し（次項において「書証の写し」という。）を添付しなければならない。

3　債権届出団体が認否を争う旨の申出をするときは、第一項の書面及び書証の写しについて直送をしなければならない。

（簡易確定決定の決定書の送達・法第四十四条）

第三十一条　簡易確定決定の決定書の送達は、その正本によってする。

（異議の申立書の記載事項等・法第四十六条）

第三十二条　届出消費者が異議の申立てをするときは、異議の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　異議の申立てをする者の代理人（法定代理人を除く。）の氏名及び住所

二　異議の申立てをする者又は代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）